

旭川医科大学非常勤職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長
学長職務代理 理事 松野丈夫

旭川医科大学非常勤職員給与規程の一部を改正する規程

旭川医科大学非常勤職員給与規程（平成16年旭医大達第155号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(日給)</p> <p>第6条 日給は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 医員、医員（研修医）及び研修医である職員については、毎年度、予算の範囲内で日給として別に定める。</p> <p>(2) 前号以外の職員については、その者を常勤の職員として採用した場合に受けることとなる基本給月額額を基礎として、次の算式により算出した額の範囲内の額をもって日給とする。</p> <p style="padding-left: 40px;">（（基本給月額×12）／（38.75×52））×定められた1日の勤務時間数</p> <p>2 (略)</p> <p>3 職員のうち、常勤の職員として採用した場合に常勤職員の給与規程第19条第1項第2号及び第3号に規定する初任給調整手当の支給対象となる職員については、当該職員が受けることとなる初任給調整手当の月額を、日給の算出の基礎となる額に加算することができる。</p>	<p>(略)</p> <p>(日給)</p> <p>第6条 日給は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 医員、医員（研修医）及び研修医である職員については、毎年度、予算の範囲内で日給として別に定める。</p> <p>(2) 前号以外の職員については、その者を常勤の職員として採用した場合に受けることとなる基本給月額額を基礎として、次の算式により算出した額の範囲内の額をもって日給とする。</p> <p style="padding-left: 40px;">（（基本給月額×12）／（38.75×52））×定められた1日の勤務時間数</p> <p>2 (略)</p> <p>3 職員のうち、常勤の職員として採用した場合に常勤職員の給与規程第19条第1項第2号に規定する初任給調整手当の支給対象となる職員については、当該職員が受けることとなる初任給調整手当の月額を、日給の算出の基礎となる額に加算することができる。</p>

きる。

(略)

附 則

この規程は、令和4年2月16日から施行し、改正後の第6条第3項の
規定は、令和4年2月1日から適用する。

【改正理由】

初任給調整手当相当額を医療職及び看護職の日給に反映させるため、
所要の改正を行うものである。

(略)